

Notipikasyon ng Tax

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

宛名番号

通知書番号

問い合わせ先

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

安城市役所 電話(0566)76-1111(代)

課税内容について

⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)

口座振替・納税について

⇒安城市収納コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

Isa sa mga sumusunod o blangko.

「口座振替」

→Direktang debit

「公的年金からの特別徴収対象者」

→Espesyal na koleksyon mula sa pampublikong pensyon

あなたの市民税・県民税・森林環境税を
ので通知します。5ページ記載の「納め
納期限までに納付してください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処
分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌
日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となりま
す。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなけ
れば提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日か
ら3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行
により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を
経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも訴
えを提起することができます。

納税内容について

⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)

口座振替・納税について

⇒安城市収納コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税賦課明細書 その1

○所得等申告

損	円
費	円
・小企	円
・保険料	円
・保険料	円
害	特別 万円 一般 万円
人内同居 人	
一般 人	万円

○所得控除内訳

総合譲渡	円	配偶・ひとり親・勤労学生	万円
一時	円	配偶者	万円
総所得金額	円	配偶者特別	万円
分離長期	円	特定 人 一般 人	
分離短期	円	扶養 老人 人内同居 人	
山林・株式・先物・退職	円	16歳未満（控除対象外） 人	
繰越控	円		

※1 税額控除額及び
※2 所得割額

備考

区分	課税標準額	市民税算出所得割
総所得	千円	
分離長期	千円	
分離短期	千円	
山林・株式・先物・退職	千円	
課税標準額		
均等割額		
森林環境税額		
年税額（市民税・県民税・森林環境税の合計）		
普通徴収税額		
年金から特別徴収される税額		
給与から特別徴収される税額		
控除額		

○課税標準額・算出所得割額

「普通徴収税額」

→Ang halaga ng buwisna binabayaran sa pamamagitan nag payment slip o direktang debit.

Ang buong halaga ng tax na binabayaran mo sa isang taon.

「年金から特別徴収される税額」

→Ang halaga ng buiws na naibawas mula sa pension na natanggap mo. Hindi mo kailangang magbayad para sa iyong sarili.

Halaga ng buwis para sa bawat takdang petsa ng halagang buwis na binabayaran ng payment slip o direktang debit.

「給与から特別徴収される税額」

→Ang halaga ng buwis na naibawas mula sa iyong suweldo. Hindi mo kailangang magbayad para sa iyong sarili.

Kung nakalista, ito ay mai-debit mula sa bangko.Kung hindi nakalista, pakisuyong magbayad sa pamamagitan ng payment slip na kasama nito.

Nakalista ang halaga ng buwis mula sa pension.

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税賦課明細書

○普通徴収税額（この納税通知書で納める税額）

課税額	全期前納の場合	第1期	第2期
課税額	円	円	円
充当額等	円	円	円
納める税額	円	円	円
納期限			

※充当額等とは、所得割額より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額のうち、均等割額に充当された額又は森林環境税額に委託納付された額です。

○公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

◆公的年金からの特別徴収税額及び徴収月

徴収月	7年10月	7年12月	8年2月
特別徴収税額	円	円	円

◆令和8年度の仮特別徴収税額

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	8年4月	8年6月	8年8月
仮特別徴収税額	円	円	円

◆令和7年度の仮特別徴収税額

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合、昨年度の通知書により通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	7年4月	7年6月	7年8月
仮特別徴収税額	円	円	円

◆特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類及び法人番号

支払者の名称	
公的年金の種類	
支払者の法人番号	

それぞれの納期限までに納付してください。

Kung hindi kayo sigurado, pakisuyong tumawag o pumunta sa amin.

Anjo City Hall *SHIMINZEIKA SHIMINZEI-GAKARI* (North bldg.2F No.50)

Numero ng Telepono : 0566-71-2214

E-mail : shiminzei@city.anjo.lg.jp